

令和5年度 第64回 秋田県児童生徒美術展 募集要項

趣旨 全県の児童生徒の創造性あふれる作品を展示し、広く県民に優れた取組を紹介するとともに、児童生徒が全県各地区の作品鑑賞を通して、感性を高めるための機会とする。

期日 令和6年1月5日(金)～7日(日) (一般公開 初日14:30から 最終日14:30まで)

場所 秋田市文化創造館 主催 秋田県造形教育研究会 後援 秋田県教育委員会

- 1 部 門 A 平 面 (絵画、版画、平面デザインなど)
B 立 体 (工作、工芸、彫刻、半立体など)

2 出品規定

(1) 作 品

- ① それぞれの感性をもとに授業で制作した、形や色などから表現したいことが伝わる創造的な作品や、表現することの楽しさや喜びが感じられるような作品。
- ② 著作権を侵害する恐れのあるもの、児童生徒の表現としてふさわしくない作品(法則的・画一的なものなど)は不可。
- ③ 図画工作・美術などの授業内で制作した作品(A平面・B立体 一人1作品)とし、長期休業中の課題等は不可。

(2) 大きさ

A 平 面 (絵画、版画、平面デザインなど)

四つ切り大(38cm×54cm)以内、厚さは2cm以内

※作品を四つ切り大の白ボール台紙に貼る。

※台紙中央下部に所定の名札を貼り、裏面にも名札のコピーを貼る(はがれ・破損対応)。

B 立 体 (工作、工芸、彫刻、半立体など)

縦・横の長さがそれぞれ90cm以内(台座含)

※ 作品または台座の見やすい所に所定の名札を貼る。

※ 梱包の箱等には地区、学校、入っている作品の個数を明記する。

※ 特別出品 (共同制作、映像、複数名での集合作品など)

- 共同制作、映像、複数名の個々の作品を集めたひとまとまりの作品などで、各地区造形教育研究会の裁量で出品した作品とする。話題作の審査対象とせず、展示用機器等の準備や設置も各地区が責任をもつ。
- 応募については、各地区が定める規程によるものとし、地区の割当エリアへの展示を基本とする。大きさや仕掛けによっては、他のエリアへの展示となるため、事前に各地区の事務局を通じて県事業部の担当に相談すること。

(3) 出品点数

自校の通常学級と特別支援学級の合計数(全学級数)とする。

○ 学級数の合計が12未満の学校については、最大12点まで応募可能とする。

○ A平面・B立体・特別出品(地区裁量)の合計数とする(B立体の応募数に制限を設けない)。

○ 当該学年の出品数とその学年の学級数に満たない場合、その数を他学年の出品数に替えて出品することはできない。

【例1】1～6年 各3学級、特別支援 1学級(3年と4年が在籍) 計19学級 の場合

- ・最大19点まで応募可能となる。
- ・特別支援学級は複数在籍でも1点分の計算となるため、3年か4年のいずれかが4点だが、特別支援児童の作品以外からも選出が可能である。

【例2】1年 1学級、2年 2学級、3年 2学級、特別支援 2学級(1年と2年に1学級ずつ) 計7学級 の場合

- ・最大12点まで応募可能となる。
- ・1年が2点以上、2年が3点以上、3年が2点以上、計7点以上となり、合計の上限である12点になるまで、全ての学年から追加選出が可能である。

(4) 出品料

1校 3,000円 *納入方法は、各地区造形教育研究会事務局からの通知による。

3 審査・表彰

(1) 審査

- ① 各地区造形教育研究会で、審査員、審査日、審査方法等を設定し「入賞」を選出する。
 - A平面とB立体を区分せずに審査する。
 - 「入賞」は県児童生徒美術展覧会での展示へ、「佳作」は各学校へ返却となる。
 - 他の作品の模倣(著作権侵害の疑い)など、授賞にふさわしくないと本研究会が判断した場合は、会期の途中でも賞を取り消し、展示から除外することがある。
- ② 会場に展示完了後、入賞(展示)作品から「話題作」として各学年5点選出する。
 - 研修として、県造形教育研究会研究部からの説明の後、全員が審査に関わる。

(2) 表彰

- ① 「入賞」「佳作」の賞状を授与
 - 賞状は、地区審査前に各地区に事前配付し、搬出時には展示作品と賞状貼付用の話題作シール(該当校のみ)を渡す。
 - 学年、氏名、学校名等の記入は各校で行う。
- ② 特別出品(共同制作等)の賞状は1枚のみとする。

4 展示

(1) 展示作品

地区審査にて「入賞」となった作品のみ展示する。

- 作品が破損しやすい場合は前もって補強し、展示や運搬に耐えられるようにする。不安定な場合は支えをつけるなど、安全性に配慮する。
- 搬入日に「出品目録」4部(コピー可)を事務局に提出する。
- 展示作業用の脚立は、各地区でそれぞれ準備する(公共交通機関利用の遠方地区においては、事前に相談のこと)。

(2) 会場 秋田市文化創造館 2F・3F 秋田市千秋明德町3-16 TEL 018-893-5656
(あきた芸術劇場ミルハス向かい) *文化創造館駐車場の利用は不可

(3) 日程	1月5日(金)	開場 (会員入場開始)	9:00
		搬入	9:00 ~ 9:30
		展示 (全体連絡後)	9:30 ~ 11:30
		審査説明 [研究部]	11:30 ~ 12:00
		審査 *全員参加研修	13:00 ~ 14:00
		一般公開	14:30 ~ 17:00
	1月6日(土)	一般公開	9:00 ~ 17:00
	1月7日(日)	一般公開 (14:00最終入場)	9:00 ~ 14:30
		搬出 (全体連絡後)	14:30 ~ 16:00

(4) 展示エリア

【秋田市文化創造館 2F・3F】

令和4～6年度の3年間は、同じエリア(壁面)を使用する。作品数等によっては、弾力的な展示をする場合がある。

3F	スタジオA3	横手 大仙・仙北 湯沢・雄勝
2F	スタジオA1・A2	秋田市 男鹿・潟上・南秋 由利本荘・にかほ
	スタジオB	鹿角 大館・北秋 能代・山本

5 著作権等

(1) 著作権

作品の著作権は作者に帰属するものとする。ただし、著作権は秋田県造形教育研究会に帰属するので、作品の画像(含む作品・作者名)を必要に応じて使用できるものとする。入賞した児童生徒本人および保護者には、学校から展示案内と併せて連絡する。

※「話題作」については、令和7年度東北造形教育研究大会秋田大会で実物を借用する旨、保護者宛に県事務局からの文書で依頼する。

(2) 個人情報保護

本展覧会に関わる個人情報は、児童生徒美術展に関わる一連の事項以外には使用しない。

6 その他

- 派遣依頼、搬入搬出時の体制、準備、時間等詳細については、各地区造形教育研究会事務局から連絡がある。
- 降雪等による交通機関の乱れが考えられるため、時間に余裕をもって安全第一で事故の無いようにする。
- 文化創造館には駐車スペースが無い場合、ミルハスやエリアなかいち駐車場等を利用する。保護者等への事前連絡も徹底する。

【問合せ先】

秋田県造形教育研究会 事業部

横手市立横手明峰中学校 高橋輝樹

TEL : 0182-38-8500

FAX : 0182-52-3901

●を@に変えて送信ください

メール : takahashi-teruki-00601●yokote-edu.jp

秋田県児童生徒美術展 事前確認事項について

令和5年度も昨年度同様に、各地区ごとに審査方法をご判断いただきます。各地区での案内等の作成に当たり、県からの「募集要項」の補足内容等についてまとめましたので、ご確認ください。

1 地区審査の方法

- (例1) 一つの会場に造形会員が集まり、作品を直接審査する。(従来通り)
- (例2) 「小学校低学年」「小学校中学年」「小学校高学年」「中学校」など、グループごとに分け、その会場も別々に設定して審査する。
- (例3) 会長・副会長・事務局・事業部など、限られた審査員で審査する。
- (例4) 作品画像を集めて投票制の画像審査とする。
全ての造形会員に画像を共有することが困難であれば、限られた審査員で画像審査を行うことも考えられる。
- (例5) 校内審査のみ行い入賞を選出する。
※学校ごとに出品数に応じた入賞数を設定する必要がある。また、地区審査とは違い学年ごとに入賞者数を割り当てるのが難しいため、地区で学年ごとの人数にばらつきが出るが、この場合はやむを得ない。審査基準に照らし合わせ、できるだけ公正に審査していただきたい。

- 上記以外にも様々な方法が考えられます。上記の審査方法はあくまでも例ですので、各地区で柔軟に対応していただきたいと思います。
- 地区審査前に賞状（入選・佳作）を事務局宛に送付しますので、その場で各校への振り分けをお願いします。話題作のシール（賞状貼付用）のみ、1月7日（日）の最終日にお渡しします。
- 地区審査結果の報告及び出品料の振込締切は12月15日（金）とします。

2 審査基準

各地区審査においても次の点に十分に留意し、審査に当たられるようお願いいたします。

(1) 県の募集要項「2 出品規程 (1) 作品」の確認

- ① それぞれの感性をもとに授業で制作した、形や色などから表現したいことが伝わる創造的な作品や、表現することの楽しさや喜びが感じられるような作品。
- ② 著作権を侵害する恐れのあるもの、児童生徒の表現としてふさわしくない作品（法則的・画一的なものなど）は不可。

① について

- ・ 児童生徒が主体的に主題を見付け、豊かな感性を働かせ、発達段階に即した新鮮で個性あふれる表現をしている。
- ・ 児童生徒が材料や道具と主体的に関わり、楽しさや喜びを味わいながら表現している。
- ・ 多様な表現が可能な題材の中で、学習指導要領の〔共通事項〕の視点から、造形的な表現の可能性を追求しようとしている。

② について

- ・既存のキャラクターを使用するなど、著作権を侵害する恐れがあるものは不可。
- ・残虐なものや性的なものなど、公序良俗に反しているものは不可。
- ・児童生徒の創意工夫が生まれにくい、類型化・固定化された表現となっているものは不可。
 - × 大人の手が入り、子どもの自由な表現が失われている作品
 - × 法則化等に偏った、表現技法が画一的で、児童生徒に力が付いたと考えにくい作品

(2) 県の募集要項「2 出品規程 (2) 大きさ ※ 特別出品 (共同制作、映像、複数名での集合作品など)」の確認

[学習指導要領解説での「共同」についての記載]

小学校 図画工作編 共同してつくりだす活動

○共同して活動することは、様々な発想や構想、アイデア、表し方などがあることに互いに気付く、表現や鑑賞を高め合うことにつながる。活動を設定する場合には、児童の実態を考慮するとともに、児童一人一人の発想や構想、技能などが友人との交流によって一層働くようにすることが大切である。特に、決められた部分を受けもつだけで活動が終わらないように留意し、児童一人一人が共に活動をつくりだしている実感がもてるように工夫することが重要である。

中学校 美術編 共同で行う創造活動

○「共同で行う創造活動」とは、一人一人が持ち味を生かして一つの課題や題材に取り組み、協力して創造する活動である。具体的な方法については、発想、構想、計画、制作から完成に至る過程での話し合いを重視し、学級全体あるいは小グループの活動などの中で互いの個性を生かした分担をして活動をするなどが考えられる。

上記を踏まえた上で、特別出品を募集する場合、共同制作、映像、複数名での集合作品などをどう捉えるのか各地区で議論した上で、地区ごとの応募の条件を示す。

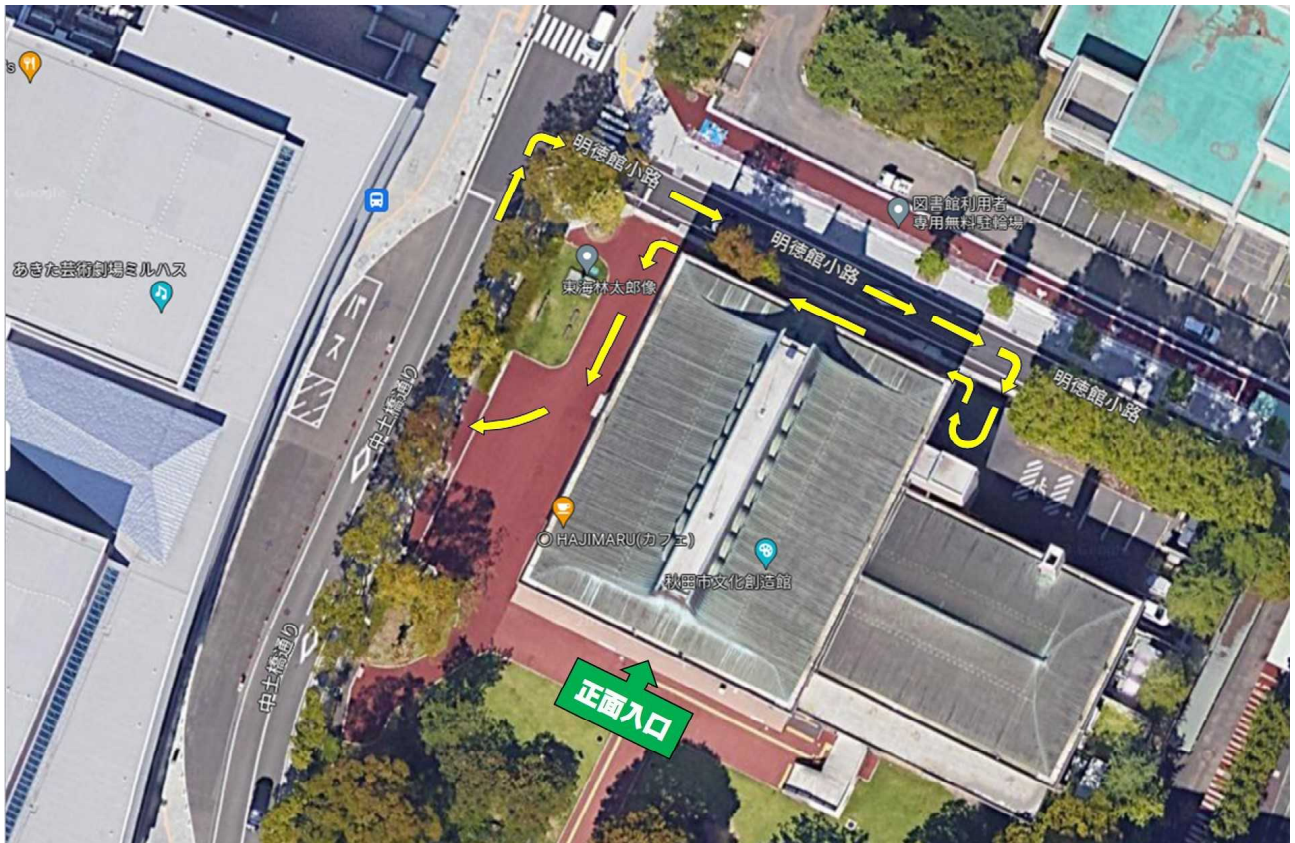
出品点数や作品の大きさは、各地区に一任するが、会場の割当てスペースを踏まえた上で、展示方法を検討する。場合によっては、自地区と離れた場所への展示となることがある。

(3) 話題作の選出について

- ・1月5日(金)の展示作業後、県造形教育研究会研究部の説明を受けた後、指定されたグループごとに意見交換をしながら全員が審査に参加し、各学年5点ずつ話題作を選出する。
- ・特定の領域に偏ることなく、絵画・彫刻・デザイン・工芸等のバランスを考え、幅広く学習活動のよさを紹介できる展覧会になるよう配慮する。

3 搬入・搬出方法

- 入賞作品は1月5日(金)9:00の開場後に(9:00前は入場不可)、文化創造館の後方搬入口より9:30までに搬入を行います。
- 車を使用する場合の動線が一方通行(写真の黄色矢印)となり、駐車はできません。会場内で作品を受け取る方を、事前に各地区で決めておいてください。開場前に搬入口横のスペースに作品を降ろしておく場合は、作品を濡らさない対策をしておいてください。
- 駐車スペースが無い場合、ミルハスやエリアなかいちの駐車場等をご利用ください。雪の状況により、時間がかかることが予想されますが、あわてずに安全第一でお願いします。
- 搬出の際に車を利用する場合は、搬入時と同様に、後方の搬入(搬出)口を利用してください。



4 会場受付

遠方から来られる方々の負担軽減のため、中央地区での担当とし、駐車料金等を補助します。

2名ずつでの受付となります。主な業務は、来場者数のカウント、展示状態の確認修正、来観者対応となります。朝と帰りに文化創造館1Fの総合案内（事務室）へのあいさつもお願いします。

	9:00 ~ 11:00	11:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00
5日(金)			(14:30~) 本荘由利・にかほ	
6日(土)			秋田市	秋田市
7日(日)	秋田市	秋田市	男鹿・潟上・南秋 (~14:30)	

5 各校での保護者連絡

入賞した作品（展示されない佳作の作品は除く）の児童生徒および保護者への「作品展示のお知らせ」については、以下の内容も記載して確実に伝わるようお願いします。お手数をおかけしますが、各地区の全ての学校で周知が図られるよう、改めて連絡等をよろしくお願いします。

- 初日5日(金)は14:30から始まり、中日6日(土)が9:00~17:00まで、最終日7日(日)は14:30で終わること
- 文化創造館の駐車場は使えないため近隣の駐車場を利用すること
- 作品の画像と作品・作者名を造形教育研究会で使用する場合がありますこと